

令和2年2月24日作成

令和2年2月25日開示

令和2年3月10日修正

令和2年3月24日修正

令和2年4月2日修正

令和2年4月15日修正

令和2年5月1日修正

令和2年6月1日修正

令和2年6月15日修正

令和2年7月2日修正

令和2年8月3日修正

令和2年8月17日修正

## 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対する陽風園の対応について

（有効期限 令和2年11月2日）

石川県内においては、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染は落ち着きをみせております。

全国的には、大都市圏を中心として多くの地域においては市中感染のステージにあり、感染拡大防止対策を徹底しなければならない状況にあります。社会福祉法人陽風園では、この感染を防止するため、次の方針で対応することとします。

この方針の目的は、人から人への感染リスクを最小限にすることにあります。利用者（入居者、通所サービス利用者及び短期入所サービス利用者をいう。以下同じ。）、利用者のご家族、出入り業者等関係者の皆様にもご協力をお願いいたします。

なお、この方針は、国、県及び金沢市の方針及び対策を総合的に勘案して作成しており、園のホームページ（<https://www.yofuen.com/>）において公表しています。

## 1 来園者からのウイルス持込みへの対応（外部の方へのお願い）

- ・面会は、各施設において定められた方法で行います。面会をご希望の方は電話等で事前にご確認ください。
- ・ファミリーシャトル（ご家族向け無料送迎サービス）の運行を中止します。
- ・点検、修理などで訪れた事業者の入園時の衛生対応は継続します。（入園者は検温し、37℃以上の発熱があれば、原則として入園を禁止します。また入園の際には、手指消毒とマスクの着用を求めます。）
- ・新規に入所される方には、入所後7日間の健康状態観察期間を設けます。
- ・特別養護老人ホームに新規に入所される方からの要望に応じて、無料（1か月間）で生活状況の記録閲覧システム（YCS-i）の活用をお勧めしています。
- ・地域向けの研修室等の使用の予約は受け付けますが、感染防止対策を十分に行ったうえで、使用していただきます。
- ・接触感染のリスクに対応するため、多くの人が触れる箇所（ドアノブ、手すり、カウンター、トイレ等）に対する消毒等感染防止対策を徹底します。

## 2 陽風園の職員が感染者にならないための対応

- ・職員は、業務外であっても「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を行います。
- ・職員は、「3つの密（密閉・密集・密接）」のある場へは行きません。
- ・職員は、繁華街等の接待を伴う飲食店への出入りを自粛します。
- ・職員は、常に感染状況を注視し、感染が流行している地域への移動を自粛します。

## 3 濃厚接触が疑われる職員又は通所サービス利用者への対応

- ・感染の疑いがある人と濃厚接触をしている職員又は通所サービス利用者は、3日間の自宅待機とし、経過観察をさせていただきます。

#### 4 感染が疑われる職員又は利用者への対応

- ・職員に特徴的の症状（倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障害、発熱、咳、筋肉の痛み等をいう。以下同じ。）がある場合は、直ちに申告させ、症状が発現してから3日間は自宅待機とします。職員は、この間に医療機関を受診し、主治医の指示に従います。
- ・通所サービス利用者の特徴的の症状がある場合は、その症状が発現してから3日間は自宅待機をお願いします。この間に医療機関を受診し、主治医の指示に従ってください。
- ・入居サービス利用者（入居者及び短期入所サービス利用者をいう。以下同じ。）に特徴的の症状がある場合は、当該入居サービス利用者（及びその同室者）は、症状が発現してから3日間は居室対応とします。この間に医療機関を受診し、主治医の指示に従っていただきます。

#### 5 濃厚接触者（職員又は通所サービス利用者）への対応

- ・検査の結果、感染（陽性）が確認された人の濃厚接触者である職員又は通所サービス利用者は、2週間の入園禁止とさせていただきます。この間に特徴的の症状があれば、医療機関を受診し、主治医の指示に従っていただきます。

**【濃厚接触者とは】感染が確認された者（患者）が発症した2日前から接触した者のうち、次の範囲に該当する者**

- ①世帯内接触者 …患者と同一の住所に居住する者
- ②医療関係者等 …个人防护具を装着しなかった又は正しく着用しないなど、必要な感染防止策なしで患者の診察、処置、搬送等に直接かかわった医療関係者や搬送担当者
- ③汚染物質の接触者…患者由来の体液、分泌物、痰等（汗を除く。）に、必要な感染防止策なしで接触した者
- ④その他 …手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として1メートル以内）で、必要な感染防止策なしで患者と接触した者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断（接触時間15分以上））

#### 6 職員又は入居サービス利用者の感染（陽性）が確認された場合の対応

- ・感染（陽性）が確認された職員又は入居サービス利用者は、治療に専念していただきます。完治後、主治医の指示のもと職務に復帰し、又は入居サービスの利用を再開します。
- ・感染（陽性）が確認された職員又は利用者の濃厚接触者である入居サービス利用者は、居室対応（当該入居サービス利用者の支援担当者を固定）とし、2週間の経過観察をします。この間に特徴的の症状があれば、医療機関を受診し、主治医の指示に従っていただきます。
- ・上記の対応を行う場合は、施設内を感染区域と非感染区域にゾーニングします。
- ・職員の入園禁止の措置に伴い、特定の施設でスタッフの人員不足が起きる場合は、園全体で応援体制を

編成します。

## 7 通所サービス利用者の感染（陽性）が確認された場合の対応

- ・感染（陽性）が確認された通所サービス利用者は、治療に専念していただきます。完治後に、医師の指示のもと通所サービスの利用を再開します。
- ・感染（陽性）が確認された通所サービス利用者との濃厚接触者は、5で対応します。
- ・上記の対応を行う際には、施設内の消毒を徹底します。
- ・当該事業の職員又は通所サービス利用者による集団感染が疑われる場合は、2週間休業とします。

## 8 事業（通所サービス等）の休業又は休止をする場合

- ・県又は金沢市から休業要請がある場合は、その事業（通所サービス等）を休業します。
- ・上記の休業期間中は、代替サービス（在宅訪問等による見守り支援等）の実施を検討します。
- ・公衆衛生上、金沢市から事業活動休止の要請がある場合は、その活動を休止します。

## 9 地域の感染リスクを下げるための対応（社会貢献）

- ・3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）が重なるイベント等は、当分の間、中止又は延期します。

## 10 新型コロナウイルス感染症の対応で臨時休業等をした小学校等に通う子どもへの対応（職員対象）

- ・小学校等が臨時休業等をしたため、保護者として子どもの世話をを行うことが必要になった職員（子どもを現に監護する者が他にいない場合に限る。）に対しては、特別休暇を付与します。（原則として自宅待機）